議案第四十号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者　港区長　武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部中「（平成二十四年法律第八十四号）」の下に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）」を加え、同部五十六の項を次のように改める。

五十六	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、住宅を新築しようとするときは、㈠の1のイ、2のイ又は3のイに掲げる額、住	認定申請のとき。

八十七号）第六条第一項の規定に基づく長期優良住宅の建築等計画の認定の申請に対する審査

宅を増築し、又は改築しようとするときは、

㈡ 併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につい て二十五の二の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査を する部分が含まれる場合にお いては当該部分ごとに十の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合に お いては当該昇降機一基につい て二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

㈠ 住宅を新築しようとする場合 次の1から3までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額を当該建築物におけ る認定申請戸数で除して得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

1 申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

イ 百平方メートル以内のもの 七千二百円

ロ 百平方メートルを超え、五百平方メ

ハ　ニ　ホ　ヘ　（申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十年法律第八十一号）第六条第一項の設計住宅性能評価書（同法第五条第一項の住宅性能評価に係る部分につい長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価の基準に関する安定計算に関する事項について建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロの耐力計算以外の方法によりこれと同等以上の限界耐力計算によりこれと同等以上であることが証明されたものに限る。）

ハ　ニ　ホ　ヘ

イ　ロ

イ　百平方メートル以内のもの

ロ　百平方メートルを超え、一万六千円

ハ　五百平方メートル以内のもの

ニ　五百平方メートルを超え、二万三千円

ホ　千平方メートル以内のもの

ヘ　千平方メートルを超え、二万五千円

ト　五百平方メートル以内のもの

チ　五百平方メートルを超え、三万二千円

リ　百平方メートルを超え、五万七千円

ヌ　百平方メートルを超え、九万二千円

ル　百平方メートルを超え、十万四千円

ヲ　百平方メートルを超え、十一万五千円

ワ　百平方メートルを超え、十二万五千円

㈡

１　床面積の合計が百平方メートル以内のもの

イ　提出された場合において、㈠の１に規定する額が一万円

ロ　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの　四万五千円

ハ　二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの　七万五千円

ニ　三百平方メートルを超え、四百平方メートル以内のもの　十万五千円

ホ　四百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの　十七万二千五百円

ヘ　五百平方メートルを超え、六百平方メートル以内のもの　二十九万五千円

ト　六百平方メートルを超え、七百平方メートル以内のもの　二十七万二千五百円

イ　住宅を増築し、又は改築しようとする場合において、次に掲げる区分に応じて、住宅に係る１及び２に掲げる額の合計額が次に掲げる区分に応じて、住宅に係る１及び２に掲げる額の合計額が

３

イ　１及び２以外の場合　百平方メートル以内のもの　五千円

ロ　百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの　二千五百円

ハ　二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの　五千円

ニ　三百平方メートルを超え、四百平方メートル以内のもの　七千五百円

ホ　四百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの　十万円

ヘ　五百平方メートルを超え、六百平方メートル以内のもの　十一万二千円

ト　六百平方メートルを超え、七百平方メートル以内のもの　十二万五千円

	2 イ　1以外の場合　百平方メートル以内のもの ロ　百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの　六万八千円 ハ　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの　十六万円 ニ　千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの　二十五万五千円 ホ　二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの　五十万四千円 ヘ　五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの　九十万三千円 ロ　百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの　一万九千円 ハ　五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの　三万三千円 ニ　千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの　四万七千円 ホ　二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの　八万八千円 ヘ　五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの　十五万千円	

別表一の部五十七の項中「五十六の項に掲げる額」を「当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、五十六の項㈠に掲げる額」に、「五十六の項の1のイ、

２のイ又は３のイに掲げる額」を「同項㈠の１のイ、２のイ又は３のイに掲げる額）、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、同項㈡に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項㈡の１のイ又は２のイに掲げる額」に、「第六条第二項」を「同法第六条第二項」に改め、同表に次のように加える。

三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務	名称及び額							徴収時期
一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部二十五の二の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同部十の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同部二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）							認定申請のとき。
	㈠　申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	1　一戸建て住宅					五千百円	
		2　1以外の建築物	(1)　住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの			九千七百円	
				当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの			二万千円	
				当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの			四万六千円	
				当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの			八万千円	
			(2)　一の建築物の申請の場合	イ　住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの		九千七百円	
					当該部分の床面積の合計が三百		二万千円	

			以下この部において同じ。）
			平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの
		ロ 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この部において同じ。）	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの
(二) (一)以外の場合	1 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	三万八千四百円

2 1以外の建築物										
(1) 住戸ごとの申請の場合						(2) 一の建築物の申請の場合				
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	イ 住宅部分					ロ 非住宅部分	
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平	当該部分の床面積の合計が三百
六万九千百円	十一万六千円	十九万六千円	二十八万千円	六万九千百円	十一万六千円	十九万六千円	二十八万千円	八万七千百円	十四万五千七百円	

成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下この部において「省令」という。）第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いる建築物の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
		二十三万五千七百円
		三十万九千円

| | | |

変更の認定の申請に対する審査	一 消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示する書類として区長が定めるものが提出された場合	

の場合	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万五千円
	当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万二千円
	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	五万七千円
(2) 一の建築物の申請の場合	イ 住宅部分 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六千九百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万五千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万二千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	五万七千円
	ロ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六千九百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千百円

| | | |

	平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
		ロ　非住宅部分						
		モデル建物法による場合					標準入力法等による場合	
		十九万七千円	六万千百円	十万二千百円	十六万五千百円	二十一万六千円	十五万九千百円	二十五万七千百円

		三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（同法第二条第三号に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合している旨の認定の申請に対する審査								
		建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料								
		次の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、次に掲げる額								
		㈠　申請に併せて建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合								
		1　一戸建て住宅								
		2　1以外の建築物								
		(1)　住宅部分								
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	(2)　非住宅部分	
		三十六万六千七百円	四十五万三千円	五千百円	九千七百円	二万千円	四万六千円	八万千円	九千七百円	
		認定申請のとき。								

⑵ 非住宅部分	又は同項第三号に定める基準をいう。）による場合			仕様基準による場合			
モデル建物法（一次エネルギー消費量の	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未	十一万六千円	十九万六千円	二十八万千円	三万三千百円	五万八千円	十万四千円	十五万七千円
八万七千百円							

| | | |

一　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

二　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

三　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

四　建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

付　則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説　明）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に基づく長期優良住宅の認定基準の改正に伴い、手数料を新設するため、本案を提出いたします。